

2018年2月19日

立て看板規制に対する声明

京都大学においては戦後、学生や教職員などの学内構成員がキャンパス内や周辺に立て看板を設置して学内外に様々なメッセージを発し続けてきた。この営みは伝統的慣行として学内で定着している。昨年末、この営みに大きな変化を強いる動きが生じたが、そこには多くの問題点が含まれている。私たち京都大学職員組合も、長年にわたり立て看板を通じて学内外に多くのメッセージを発し続けてきた主体として、この動きは他人事ではなく、ここに声明を発して問題提起を行いたい。

京都大学は昨年11月14日に担当理事名で本学の学生および教職員に対し「キャンパス周辺への立て看板等の設置について」を通知した。その後約1ヵ月後の12月19日には、「京都大学立て看板規程(以後「京大立て看板規程」とする)」を制定した。その内容は伝統的な立て看板設置の慣行を大幅に制限する内容となっていた。数十年にわたる伝統的慣行の在り方を変える重大な案件であると考えるが、これまで京都大学はこうした問題に対して学内の意見を丁寧に汲み上げ時間を掛けて慎重に検討を行ってきたと認識している。しかし、この「京大立て看板規程」は異例の早さで決定され、驚きを禁じ得ない。

今回、京都大学法人が立て看板の設置に規制を設ける理由として、「京都市屋外広告物等に関する条例(以後「広告条例」とする)」に基づき、市当局から文書指導を受けたことを挙げている。しかし、広告条例を本学の立て看板に適用することにはいくつもの問題点があり、ここに指摘したい。

まず、京都市の広告規制は、日本国憲法に定める表現の自由を制約する可能性があり、特にそれを商業目的でない広告に適用する際には慎重な運用が求められると考える。

次に、広告規制で守られるべき「京都らしい景観」の内実について、現行の広告条例は視野が狭くなってしまっている可能性を指摘したい。というのも、広告規制条例が強化される以前から京都市は街の特色として「大学の街」を打ち出しており、京都大学は京都市内の最もシンボリックな大学の一つである。その大学の主役である学生が創作する立看板は歴史も長く、京都大学をはじめとする大学文化の一部として市民にも認知されている。これもまた「京都らしい景観」の一つのあり方ではないかという可能性も含め、大学付近の多様な住民の声を拾い上げながら、京都市として再検討をすすめることを求めたい。

さらに現行条例を詳しく見ると、屋外広告の規制は敷地ごとに掲示できる広告の面積を定める形となっているが、これに従った場合、広大な敷地を有する京都大学は、規

制対象となる他の市民や事業者に比べて著しく厳しい制約を受けることになる。この点についても、京都市には条例の再検討を促したい。

以上のような点についてまず声明を発するべきは京都大学法人であると考え。京大法人は学生や教職員に代わり、こうした不合理な点のある広告条例の改正を京都市に求める立場にあり、現行の広告条例を盾に学生や教職員の立看板を規制することは、「自由の学風」を損なう行為であると言わざるを得ない。京都大学には、そうした観点からの市への働きかけを求める。

広告条例は敷地外向けの広告のみを対象としているが、平成30年12月に制定された「京大立て看板規程」は、敷地内における立看板を従来よりかなり厳しく規制するものとなっている。学内での立て看板に安全面での配慮が必要であることは理解するが、その規制は、表現の自由や京都大学の表現文化としての立看板の従来のあるあり方を尊重する形で行われるべきである。

山極壽一京都大学総長は職員組合との懇談(2016.9.5)において、「従来の見解・伝統を変える大きな理由がない限り、変えない」という意見表明をされたところであるが、本学における立て看板も「従来伝統」に当たるのではないか。上記に指摘したように、現行の広告条例を本学の立て看板にそのまま当てはめることには問題点が多く、山極総長のいう「従来の見解・伝統を変える大きな理由」にはなりえないと考える。また、これまで述べてきたような問題点を学内で十分に議論することすらできない約1ヵ月という短い期間で、従前より大幅な制約を強いる「京大立て看板規程」を制定したことは拙速であったと言わざるを得ず、立看板を設置する学内の構成員・構成団体等との周到な協議の上制定すべきものであったと考える。今からでも、そうした議論を経て規程を改正していくプロセスを開始すべきである。

一方で、キャンパス内・周囲に立看板を設置する学内の構成員・構成団体は、立看板設置にかかる安全性に最大限の配慮をすべきである。そのための設置方法や大きさや構造などの規格、設置期間、撤去などのルールについて、敷地管理者である大学当局および立看板を設置する当事者間の話し合いにより策定し遵守することを呼びかける。また、京都大学職員組合は、こうした話し合いの場にいつでも参加する用意があることを表明するところである。